

# 一般社団法人熊本県放射線技師会放射線管理委員会会則

平成24年4月1日制定

令和2年11月1日改定

## (名称)

第1条 本委員会は一般社団法人熊本県放射線技師会放射線管理委員会と称する。

## (目的)

第2条 本委員会は、放射線の安全管理を促進し、無用な放射線被ばくから国民を守ることを基本とし、放射線防護、被ばく体系における行為の正当化、医療被ばくの最適化、災害時の被ばく線量測定などの実践技術習得、被ばくに対する心のケアなどを通して医療と福祉の向上に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成させるために、次の事業を行う。

- (1) 放射線管理及び障害防止に関する研究・調査・教育
- (2) 放射線安全利用の知識の普及啓発に関する事業
- (3) 放射線管理技術の向上に関する研究及び指導
- (4) 放射線全般の知識の県民への提供
- (5) 医療機関における医療被ばくの最適化のアプローチやアドバイスの提供
- (6) 放射線被ばくなどに関する放射線の健康影響に不安・疑問を持つ人々に対して適切な説明の実施
- (7) 公益社団法人日本診療放射線技師会との関係を強化し、各事業に積極的に協力できる環境を整備する。
- (8) 関連学会や関連団体などの協力及び連携活動
- (9) その他、本委員会の目的を達成するための事業

## (構成)

第4条 委員の構成は、一般社団法人熊本県放射線技師会会員で、本委員会の目的に賛同する放射線管理士認定者及び放射線管理士を目指す者とする。

2 委員は常務理事会で承認し会長が委嘱する。

## (役員)

第5条 本委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 書記 1名

(役員を選任)

第6条 役員は、委員より選任する。

2 役員は委員の互選または常務理事会の推薦により選任し、会長が委嘱する。役員に欠員が生じた場合も同様とする。

3 委員長、副委員長および書記は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第7条 職務は次の通りとする。

(1) 委員長は、本委員会を代表し、会務を総括する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の職務遂行に支障ある場合は、委員長があらかじめ指名した順序にしたがって、その職務を代行する。

(3) 委員は、本委員会の目的を達成するための職務を遂行する。

(役員および委員の任期)

第8条 役員および委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第9条 役員が次のいずれかに該当するときは、常務理事会により解任することができる。この場合の議決は、常務理事の4分の3以上の多数によらなければならない。

(1) 職務の業務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(報酬)

第10条 本委員会は無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は支弁することができる。

(会議の区分)

第11条 会議の区分は、通常委員会または電子委員会とする。

2 通常委員会とは委員が直接集まる会議とする。双方向で会話ができる Web 会議もこれに準拠する。

3 電子委員会とは、本委員会のメーリングリストにおける通信で行われるものとする。

(会議)

第12条 本委員会の会議は通常委員会を毎年1回以上、電子委員会は必要に応じて開催する。また会議は委員長が必要と認める時に、委員長が招集し開催する。ただし、常務理事会が必要と認めるときはその旨を委員長に連絡し、その都度委員長が招集し開催する。

2 委員会の議長は委員長とする。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の会員に対して、委員会への出席を求めることができる。

4 電子委員会は期間を決めて開催することとし、開催期間は委員長がその都度決定する。

(会議の議事録)

第13条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録の様式は定款の議事録に準じて作成する。

3 議事録には、議長および出席した委員の中から選出された議事録署名人2名が署名しなければならない。

4 議事録は、会議終了後常務理事会へ提出しなければならない。

(会議の開催および議決)

第14条 本委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、会議を開催することができない。ただし、当該会議につき書面もしくはメーリングリストによる電子文書をもってあらかじめ委任の意思を表示した者は出席者とみなす。

2 本委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(事業年度)

第15条 本委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算、事業報告書及び収支決算)

第16条 本委員会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、予算委員会の前日までに、毎年度ごとに委員長が作成し、常務理事会の承認を得なければならない。

2 本委員会の事業報告書及び収支決算は、事業年度終了後すみやかに委員長が作成し、常務理事会に報告しなければならない。

(規則の変更)

第17条 この規則を変更しようとする場合は、常務理事会の決議において、変更することができる。

(解散)

第18条 本委員会は、理事会の決議で定められた事由により解散する。

(雑則)

第19条 この会則の施行について必要な細則(事項)があれば、常務理事会の議決を経て別に定める。

付則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

この会則は、令和2年11月1日から施行する。